○農林水産省・環境省告示第十二号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第四条第一項の規定に基づき、平成二十八年九月二十三日付けをもって次の第一種使用規程の承認をしたので、同法第八条の規定に基づき告示する。

平成二十八年十月五日

農林水産大臣　山本　有二
環境大臣　山本　公一

承認番号	16―46V―0001
承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	メリアル・ジャパン株式会社 代表取締役　永田　正 東京都新宿区西新宿三丁目20番２号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	伝染性ファブリキウス嚢病ウイルス由来ＶＰ２蛋白発現遺伝子導入七面鳥ヘルペスウイルスｖＨＶＴ０１３―６９株（IBDVVP2, *Meleagrid herpesvirus 1*）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	①　運搬及び保管（生活力を有する遺伝子組換え生ワクチンを保有するに接種動物の運搬及び保管を含む。） ②　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第14条第３項の規定により提出すべき資料のうち臨床試験の試験成績に関する資料の収集を目的とする試験（以下「治験」という。）に該当する場合は、同法第80条の２第２項に基づき届け出る治験計画届出書及び動物用医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成９年農林水産省令第75号）第７条に基づき作成する治験実施計画書に従った使用 ③　医薬品医療機器等法第14条第１項に基づく承認申請書に従った使用（④に該当する行為は除く。） ④　接種（鶏への接種） ⑤　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の２に基づき定める感染性産業廃棄物の処理基準に従った接種後の器具及び使用残さの廃棄 ⑥　⑤以外の廃棄（生活力を有する遺伝子組換え生ワクチンを保有する接種動物の廃棄を伴う場合を含む。） ⑦　①～⑥に付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	―

○国土交通省告示第千百十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の二第一項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の施行規程及び事業計画の認可をしたので、第七十一条の三第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十月五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構
二　事業施行期間　平成二十八年十月五日から平成三十八年三月三十一日まで
三　施行地区　東京都大田区羽田空港一丁目及び羽田空港二丁目の各一部
四　土地区画整理事業の名称　東京都市計画土地区画整理事業羽田空港跡地地区土地区画整理事業
五　事務所の所在地　東京都新宿区西新宿六丁目五番一号
六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成二十八年十月五日

○国土交通省告示第千百十六号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八条第七項において準用する同法第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人新日本検定協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第二十八条第七項において準用する同法第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

平成二十八年十月五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　船舶安全法別表第五の上欄に掲げる検査の区分及び内容並びに登録事項の変更の内容　危険物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵に関する技術的基準への適合性の検査のうち、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第百十一条に規定する危険物の積載方法その他の積付けの検査及び同令第百十二条に規定する危険物のコンテナへの収納方法の検査を行う事業所の新設

二　新設する事業所の名称及び所在地

名称	所在地
尾道事業所	広島県尾道市東御所町９番１号
福岡事業所	福岡県福岡市博多区中呉服町２番７号

三　新設年月日　平成二十八年十月一日

国会事項

衆議院

質問書提出

十月三日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

東村高江周辺のくリパッド建設工事を阻止しようとする住民や県民、取材する報道関係者に対する警備のあり方に関する質問主意書（仲里利信提出）

東村高江周辺のくリパッド建設予定地近くでの大規模伐採と許可手続き等に関する質問主意書（仲里利信提出）

プルトニウムに関する日本政府の国際公約に関する質問主意書（逢坂誠二提出）

第百九十二回臨時国会における安倍総理の所信表明演説での奨学金にかかる発言に関する質問主意書（逢坂誠二提出）

安倍総理の「憲法を自分自身のものとして国民の手に取り戻せる」という発言に関する質問主意書（逢坂誠二提出）

自由民主党の憲法改正草案の位置付け等に関する質問主意書（逢坂誠二提出）

日本政府のイラク戦争への協力の検証に関する質問主意書（逢坂誠二提出）

安倍総理の所信表明演説の原稿に関する質問主意書（初鹿明博提出）

会議

十月四日（火曜日）　午後五時　本会議

辞令

衆議院参事　紅谷　弘志
情報監視審査会事務局長を命ずる
（委員部副部長）衆議院参事　加藤　祐一
憲政記念館副館長を命ずる（以上十月一日）

衆議院法制局

辞令

衆議院法制局参事　尾形　孝史
法制企画調整部総務課情報管理主幹を命ずる（十月一日）

国立国会図書館

○国立国会図書館規則第七号

国立国会図書館契約等監視委員会規則を次のように定める。

平成二十八年十月五日

国立国会図書館長　羽入佐和子

国立国会図書館契約等監視委員会規則

（目的及び設置）

第一条　入札及び契約に係る手続並びに契約の内容の透明性を確保するとともに、予算の適正かつ効率的な執行及び会計経理の適正な運用に寄与するため、国立国会図書館（以下「館」という。）に国立国会図書館契約等監視委員会（以下「委員会」という。）を置く。